

住民記録システム標準仕様書の 改定に関する 第 6 回検討会での主なご意見等

令和 3 年 6 月 1 6 日

住民記録システム標準仕様書の改定に関する主なご意見
第6回 住民記録システム等標準化検討会（令和3年6月11日）

ご意見

対応方針案

○マイナポータルとの接続
「マイナポータルから入力された転出届の情報を自動で取り込めること」という機能について、どこまでを「自動」で対応することを想定しているのか。「自動」の機能については誤解なく記載できるとよいと考える。

自動で取り込んで、仮登録を行い、その後、審査を経て、本登録を行うことを想定していることから、次のとおり修正する。

●10.9 マイナポータルとの接続

＜原 案＞「マイナンバーカードを用いて、マイナポータルから入力された転出届の情報を自動で取り込めること」。
＜修正案＞「マイナンバーカードを用いて、マイナポータルから入力された転出届の情報を自動で取り込み、仮登録を行うことができること」。

●4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）

＜原 案＞マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。
＜修正案＞マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ自動で取り込み、仮登録ができること。

○整合性確認
「取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報を突合（整合性確認）できること。」と記載がある。記載していない機能は実装できないため、整合性確認の中身について、機能としての記載が必要であると考え。また、当面は標準化対象とせず、ある程度ベンダ側で実装し自治体の現場で使用した後、標準化を図るといった工夫が必要だと考える。

整合性確認の方法については、システム上で整合性確認を行うことができればよく、その具体的な方法については規定しないこととする。なお、住民記録システム標準仕様書【第1.0版】においては、審査の方法について規定していない。

住民記録システム標準仕様書の改定に関する主なご意見

第6回 住民記録システム等標準化検討会（令和3年6月11日）

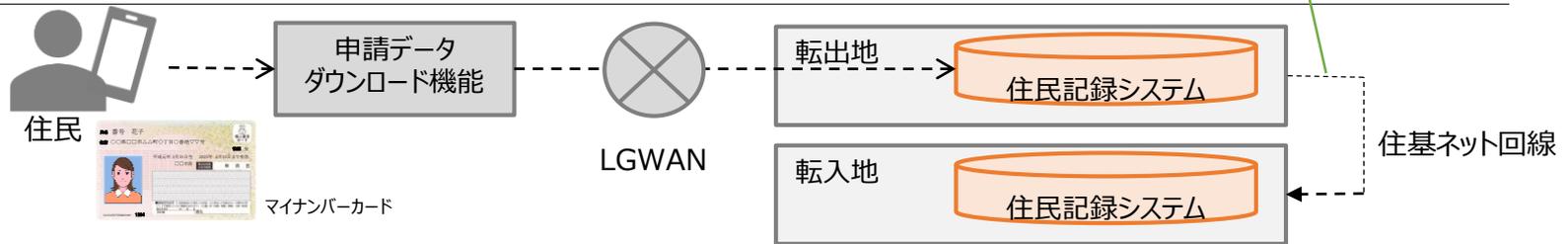
ご意見	対応方針案
<p>○オンライン接続の標準仕様 マイナポータル側からデータを取り込み住民記録システムに反映するとしているが、マイナポータル側で接続仕様の標準化が図られ、業務システムにおいても標準化が図られている。その2つをつなぐ申請データのダウンロード機能や申請管理システムについても標準的なものを検討しても良いのではないか。</p>	<p>自治体DX推進計画（令和2年12月25日）において、「エンドトゥエンドのオンライン接続に係る標準仕様の提供を行う。自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、2021年度夏頃までに市区町村に提供する予定としている。」とされている。エンドトゥエンドのオンライン接続に係る標準仕様について、今後、検証事業を行った上で作成する予定であり、これらを踏まえて、住民記録システムに必要な機能があれば標準仕様書に盛り込むこととする。</p>
<p>○転入予約 転入の際、マイナポータルから流れる予約情報は、住基事務担当が受け取って他業務担当に連携する流れになると考える。システムではなく手続きの方法や業務のフローになるかもしれないが、標準化したほうが良いのではないか。</p>	<p>転入予約の情報自体は住民記録システムに取り込むものではないため、標準仕様書に盛り込むことは想定していないが、転入予約の手続きや業務フローについて、今後、本年秋に、内閣官房IT室が中心となって行う現地検証において、その在り方を検討する予定。</p>

転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件

【第6回検討会資料からの修正点】
 転出地より、住基ネットの回線で情報を連携する図に修正

- 転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件を規定します。
- 転出届の情報の取得や整合性確認等について実装すべき機能として規定します。

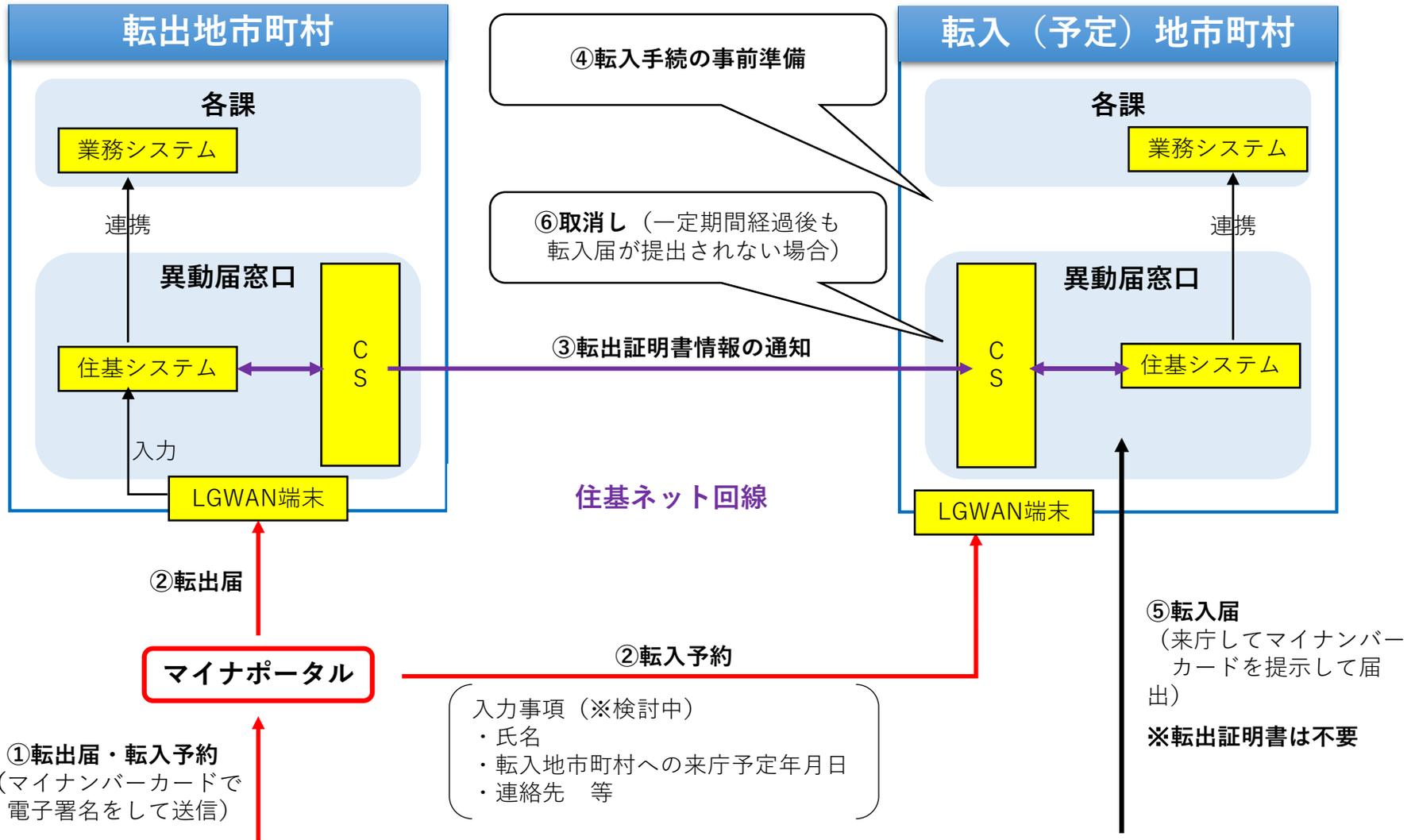
転出・転入手続のワンストップ化による転出・転入連携フロー



住民記録システム標準仕様書【第1.0版】からの修正点

業務フロー	転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入・転出における業務フローの改正
<p>機能要件</p> <p>【第5回検討会での御意見】 申請データを基幹システムのDBに取り込む前におこなう審査は、標準仕様の対象から外すべきではないか。審査では、過去の申請情報や他業務の情報の参照、あるいは、要件充足の判定支援等、手続きごとにさまざまな機能のバリエーションが想定され、こうした機能は、今後実際に運用される中で定まってくるものと考える。 →「整合性確認」という粒度で規定</p>	<p>機能要件を追加記載（下線部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装すべき機能】 <ol style="list-style-type: none"> 1 特例転入を利用した転出に対応していること。 2 <u>マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。</u> 3 <u>取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報を突合（整合性確認）できること。</u> 4 <u>取り込んだ転出届の情報について、取り込んだ情報そのものか、住民記録システム内の情報との突合により届出内容を確認した後の情報か、管理できること。</u> 5 この場合、転出証明書書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書書を任意出力できること。任意出力する転出証明書書には、「特例による転出処理済」と印字できること。 【実装しない機能】 <ol style="list-style-type: none"> 1 既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できること。 2 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。 ■ 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装すべき機能】 <ol style="list-style-type: none"> 1 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。 2 その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 3 <u>CSに通知された転出証明書情報をリアルタイムで連携できること。</u> 4 <u>一定期間（※今後、政令で定められる予定）経過後に、転出証明書情報を消去できること。</u> 5 転出証明書情報を元に、転入届に必要な情報を印字し、転入届を出力できること。 （※転出・転入手続のワンストップ化による転入の場合の転入届の様式を定めるか。）

転出・転入手続のワンストップ化（実現イメージ）



引越しを行う者（マイナンバーカード所持者）